

三医保第656号
令和5年1月26日

三木市国民健康保険運営協議会
会長 鷺尾 孝司 様

三木市長 仲 田 一 彦



令和5年度三木市国民健康保険税率について（諮問）

令和5年度の国民健康保険税について、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の課税に係る税率・税額を次のとおり定めたいので、貴協議会に諮問いたします。

記

医療分の課税について

所得割	100分の7.2
被保険者均等割	被保険者1人について 31,000円
世帯別平等割	1世帯について 20,000円

後期高齢者支援金分の課税について

所得割	100分の2.9
被保険者均等割	被保険者1人について 12,000円
世帯別平等割	1世帯について 8,000円

介護納付金分の課税について

所得割	100分の2.7
被保険者均等割	被保険者1人について 14,000円
世帯別平等割	1世帯について 7,000円

1 令和3年12月議会で改正した税率

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R4	7.6	31,000	23,000	2.6	10,000	7,500	2.3	11,000	6,500	12.5	52,000	37,000
R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	62,000	40,000
R6	9.1	38,500	26,000	3.0	12,000	8,000	2.8	14,000	7,500	14.9	64,500	41,500

2 令和5年度改正税率の差

	基礎課税分(医療分)			後期高齢者支援金分			介護納付金課税分			合計		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
現在 R5	9.0	37,000	25,500	2.9	11,500	7,500	2.7	13,500	7,000	14.6	62,000	40,000
改正 R5	7.2	31,000	20,000	2.9	12,000	8,000	2.7	14,000	7,000	12.8	57,000	35,000
差	▲1.8	▲6,000	▲5,500	0	500	500	0	500	0	▲1.8	▲5,000	▲5,000

3 令和5年度の税率を再度改正する理由

- ① R4～R6の3年間で、市の適用税率を県の示す標準保険税率と同水準とする計画を策定。
→ 計画に基づき、R3.12月議会でR4～R6の国保税率改正を上程し、議決された。
- ↓
- ② R4の時点で市の適用税率と県の示す標準保険税率がほぼ同水準に。
→ (理由) 県が県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入したことによる納付金額の減
- ↓
- ③ R4.11月に「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」を県が策定。
→ 今後も計画的に県基金や剰余金を納付金財源として投入することが明記されるなど、今後の財政運営方針等の大枠が示された。
- ↓
- ④ R5年度以降、ロードマップに沿って県が県基金等を納付金財源として投入した場合、市が負担すべき納付金額は計画策定時の見込よりも大幅に低くなる。
- ↓
- ⑤ 既に決定したR5・R6年度の税率まで上げなくても、収支均衡となる見通しとなったため、再度、税率改定を行う。

4 令和6年度の税率改正について

令和5年度と同様に、令和3年12月に決定した税率では収入超過となる見込である。しかし、今後も保険税率の統一に向けて県と市町で協議が進められ、国保を取り巻く環境の変化、特に税率の基となる納付金について詳細な事項の決定など、現段階では予測不可能な要因がある。このため、今回は令和5年度の税率のみを改正し、令和6年度の税率は令和5年度に検討することとする。